

日鳥協発第18 - 186号

平成19年 1月12日

関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部の設置について

鶏の飼養に係る農場等におかれましては、韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことに伴い、本病の発生の予防を図るため、病原体の侵入防止等諸般の対策をとられていたにも拘わらず、高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生しました。

そこで、本会といたしましては、特定家畜伝染病であるやなしを問わず、現下の状況に鑑み、関係方面から情報の収集、会員を始め関係者に対する情報の伝達、諸対策を目的とした「高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部」を本日付けで設置致しました。

この対策本部の設置と同時に、風評被害を可能な限り抑えるべく、別紙の通り、報道関係に対して協力要請をし(1月16日にプレスリリース)、また、監督官庁に対しては、消費者が不要の心配をしたり、不適切な取引拒否が起きないように文書によるご指導を戴くようお願いをしたところです。

つきましては、会員各位におかれましては、引き続き情報連絡を密にして戴くようお願い申し上げます。

別紙 1

プレスリリース

平成19年1月12日

社団法人 日本食鳥協会 会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ関係対策本部
本部長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザと鶏肉の食品としての安全性について

1月11日農林水産省から「国内における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について」のプレスリリースがありました。

本病か否かの判定は1月13日夕方になる見込みです。

「鶏肉や鶏卵の摂食により、鳥インフルエンザが人間に感染した事例は世界的にも報告されておられません」(内閣府食品安全委員会)。

即ち家畜伝染病予防法に基づく発生場所から一定距離以内の移動禁止等の対策はあくまでも鶏に対するまん延防止策であります。

食品として摂取することにより、人が本病に感染することはありませんのでご報告申し上げます。消費者に正確な情報をお伝えし業界として風評被害を防止することが大切であると考えます。

消毒風景や殺処分の場面等の映像は、消費者の嫌悪感をあおることも考えられます。正確な情報の伝達にご理解賜り、併せて、本病に係る記事・報道に際しては、内閣府食品安全委員会が言う「鶏肉や鶏卵の摂食により、鳥インフルエンザが人間に感染した事例は世界的にも報告されておられません」の部分をテロップで付け加える等、消費者の不安を取り除くよう、ご協力、ご支援下さいますようお願い申し上げます。

平成 19 年 1 月 12 日

農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

本日開催された高病原性鳥インフルエンザ対策本部において決定された事項は下記のとおり。

- 1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣し、都道府県との連絡調整を図るとともに、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 今回の事例を踏まえ、都道府県に対し、農場への緊急立入調査等により、異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 3 関係府省と十分連携を図りつつ、鶏卵及び鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努める。
- 4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。